

令和4年 第7回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年7月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時30分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	欠席	〃 2	井上 進	出席
3	深田 敏男	欠席	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	出席	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	欠席	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	出席	〃 3	徳世 久美子	欠席
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	出席
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：8名 欠席：3名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員8人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第7回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に4番委員並びに5番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>3条の番号1、番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号1、番号2につきましては先月の農業委員会総会で、皆様に審議していただいたところ、栗の栽培について、土壌改良するのか、何本植えるのか等、より詳細な営農計画と農地として利用する誓約書を提出していただいてから再度審議するというので保留になっている案件でございます。</p> <p>申請人から代理人を通じて営農計画書と誓約書の提出がありましたので、再度ご審議の程、お願いします。</p> <p>また下限面積要件の関係もありますので2件まとめて説明させていただきます。</p> <p>3ページ番号1をご覧ください。受人 ○○市○○町○○○△△△番地△△○○○ 渡人 ○○市○○町○○△△△番地△△○○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△、面積557㎡、△△△番△、面積114㎡ 合計2筆 671㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,867㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 6,387㎡ 取得状況 平成25年5月9日 相続 不耕作 無 家族数3 従農数2 経態 兼業 位置 農用地区域 自宅から7.5km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>5ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字○○字○○地内の農地で、現在は保全管理されております。</p> <p>続きまして、3ページ番号2をご覧ください 受人 ○○市○○町○○○△△△番地△△○○○ 渡人 大字○○△△△番地△○○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△、面積1,415㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,867㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 6,387㎡ 取得状況 平成11年5月25日 相続 不耕作 無 家族数3 従農数2 経態 兼業 位置 農用地区域 自宅から7.5km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>6ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字○○字○○地内の農地で、現在は保全管理されております。</p> <p>農地法3条許可要件で、権利取得後の耕作面積が5反以上なければいけない下限面積要件がありますが、受人は現在○○市と○○町に、3,867㎡耕作しております。今回の番号3の申請地671㎡と、番号4の申請地が1,415㎡な</p>
------------	--

ので権利取得後は、5, 953㎡になり下限面積要件は満たしております。

また、受人の年齢は現在57歳で農業と運輸業を行っており、主に露地野菜、果樹を生産されております。

受人の農業常時日数は180日、妻が200日で常時従事しているとのことで、2人で農業を行っているとのことでございます。

申請に至った経緯ですが、渡人は2名とも農業をするのが厳しくなり農地を譲り渡したい、受人は申請地の近くに農地を耕作しており耕作管理が可能なため譲り受けたいとのことです。

先月の総会後に提出された栗の栽培の営農計画書ですが、要約してお伝えさせていただきます。

「栗の木の品種は、約10種類あり種類によっては、収穫時期が異なります。今回の申請地に植える品種は、検討中ですが1年を通じて長期間にわたり収穫できるよう、収穫時期の異なる品種を植えたいと計画しています。本数は20本程を予定しており、苗木の高さは1メートル前後を予定しています。栗の木で実をつけるためには、日光に当てることが重要なため植樹の間隔は6メートルで（植樹との間は3メートル）2列（1列10本）植える予定です。

栽培管理は、栗収穫後に伸びた枝を1/4～1/5程剪定します、理由はそれ以上剪定してしまうと実がならないためです。管理するには大型の農機具は必要ありません。栗の木は特に水やりは必要なく、やせている土地でも育つと考えています。肥料に関しては、2月、6月、9月に消耗した木の養分のため与える予定ですが、栽培状況によって臨機応変に対応します。

農薬につきましては、害虫に強い品種があり、農薬を殆ど使わなくてもよい品種があるので検討します。

農業委員会からご指摘のあったコンクリート破片、石等ですが大きさも数もわずかであり許可後に栗の木の植樹前に取り除きます。木材チップについては、土壌改良のもので土の乾燥、雑草対策もので腐葉土と同じく土の栄養となるものですので心配はありません。土は植樹の際に、果樹用の土を少し入れるとのことです。耕作地については周辺の果樹を行っている農地と同じく、ロープ等は掛けないですが、周辺農地に迷惑がかからぬように行いますのでなにとぞ許可の程よろしくお願いいたします。」とのことです。

また、営農計画のとおり農地として利用しますという誓約書が提出されております。

以上、3条の番号1、2の案件になります。ご審議をお願いします。

議 長

3条番号1、2について審議いたします。農業委員、推進委員の方で意見・質問がありましたら挙手をお願いいたします。大沢2番。

<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>受人は、申請人は栗の栽培経験はあるのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受人は栗の栽培経験はないとのことですが、果樹のブルーベリーの栽培経験はあるとのことです。</p>
<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>申請地のコンクリートの破片や石等は取り除くので問題はないとのことですが、先月の総会の話だと相当な量あるということですが、取り除けるのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局も現地確認させてもらいましたが、農地の一部に石などがあり、農地全体に石が散乱しているというわけではなかったなので、人の手でも取り除けると思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に農業委員・推進委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1、番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 ページ番号 3 をご覧ください。受 人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡 人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△</p>

	<p>番地 地目 畑 面積 514㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 11,292㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成5年3月11日 相続 不耕作 無 家族数6 従農数4 経態 專業位置 農用地区域外 自宅から0.5km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。</p> <p>7ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇〇地内の農地で、保全管理されております。</p> <p>受人の年齢は現在53歳で農業を行っており養豚、野菜、果樹を栽培されております。</p> <p>受人の農業常時日数は300日で、妻が200日、父が100日、母が350日と農業従事しており。計4人で農業を行っております。</p> <p>申請地の隣も受人が所有しているため農作業の効率化になるとのことです。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は耕作しないため、受人は経営規模拡大のためとのことです。</p> <p>許可後申請地では、養豚の餌用の野菜を栽培予定とのことです。</p> <p>以上、3条の番号3の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
議 長	3条の番号2を審議いたします。農業委員7番より補足説明をお願いします。
7番委員	先日申請人から連絡があり、現地を確認しました。現在申請地ではみかんの木が3本植わっており、許可後は野菜と果樹を少し栽培していきたいとのこと。特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢1番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。

	<p>次に、農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。5番委員。</p>
5番委員	<p>受人は、養豚は何頭飼育されていますか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>約△△△頭飼育されているようです。</p>
議長	<p>その他、農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。7番委員。</p>
7番委員	<p>申請地は圃場整備してある農地だと思いますが、なぜ農用地区域外なのか分かれば教えていただきたい。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農用地区域外ということは調べたのですが、理由までは調べておりません。</p>
議長	<p>その他、農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号3について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>



議 長	3条の番号4を審議いたします。農業委員7番より補足説明をお願いします。
7番委員	先日受人から連絡があり、現地確認しました。申請地にはかなり太い梅の木が植わっており十分収穫できると思います。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢1番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。松久1番
推進委員 松久1番	申請地の周辺土地の所有者を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	〇〇〇番〇は渡人の土地で、〇〇〇番は〇〇〇〇の所有地でございます。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。大沢2番。
推進委員 大沢2番	今回、法人の例外規定で農地を取得するとのことですが、許可後はなにか報告書等の提出義務などはあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	特に報告書等を提出する義務はありません。



推進委員 大沢 2 番	特例の法律を定めた理由を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	特例を定めた理由までは調べておりません。
議 長	事務局は次回までに調べておいてください。
	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。
	次に、農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。1 番委員。
1 番委員	社会福祉法人〇〇〇の施設数と入所者数、農作業の経験歴を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	施設数は障害者支援施設 3 棟、障害福祉サービス事業所 2 棟、障害者グループホームが 3 棟で介護支援施設が 1 棟。介護通所施設が 3 棟あるようです。申請地に隣接する施設の入所者数は 5 5 名で、施設の周りの農地はすでに借りて農作業を行っているようです。
1 番委員	作られた農作物は売ったりするのですか
議 長	事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>栽培が上手くいけば販売する可能性もありますが、現時点では販売するという話は聞いておりません。</p>
議長	<p>その他、農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号4について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号5について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページ番号5をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 社会福祉法人 〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 渡人 〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△△番 地目 畑 面積 1, 150 m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 新規取得 農業者年金 無 自作地 0 m<sup>2</sup> 借受地 0 m<sup>2</sup> 貸付地 0 m<sup>2</sup> 取得状況 平成25年5月7日 相続 位置 農用地区域 施設から0.1 km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>9ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。こちらの申請につきましても番号4と同じく社会福祉法人〇〇〇が農地を取得する例外申請でございます。</p> <p>内容は先ほどの申請と同じでありますので、省略させていただきます。</p> <p>こちらの申請地は、既に渡し人から相対で借りている農地とのことで引き続き障害者施設〇〇〇〇〇に入所している障害者の日中の作業の場、リハビリ農場として野菜等を栽培していくとのことでございます。</p> <p>以上番号5の案件でございます。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>3条の番号5を審議いたします。農業委員7番より補足説明をお願いします。</p>

7 番委員	先日受人の連絡があり、現地確認してきました。許可後は野菜と果樹を栽培していくとのことなので特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 1 番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢 1 番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。東児玉 4 番。
推進委員 東児玉 4 番	申請地の隣は受人が耕作しているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	△△△番は受人が耕作していると聞いております。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。8 番委員
8 番委員	一般の申請では、許可要件がありその要件を満たさなければ許可することはできないと思いますが、学校法人や社会福祉法人が取得する時はそれが例外になるのはなぜですか。理由を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	学校法人や社会福祉法人が農地を取得して儲けるという営利目的ではなく、生徒の教育実習や入所者のリハビリ農場として農地を取得して使いたい場合があると思

	<p>ます。そういった時に通常の許可要件があると農地取得することができないため、社会福祉法人や学校法人、医療法人が施設等の運営に必要な場合、農地を取得する際の例外規定があるようです。</p>
議 長	<p>その他の、農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。1番委員</p>
1番委員	<p>社会福祉法人〇〇〇は、相対で借りて耕作をしているようですが、相対ではなく正式に利用権を設定していただくよう指導していただきたいと思います。相対で貸し借りしているところは、正式に利用権設定してから申請する方がいいと私は思います。</p>
議 長	<p>事務局は受人にどこを相対で貸し借りしているのか、また相対ではなく利用権設定していただくよう伝えてください。</p> <p>次に、農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号5について、許可でよろしいかと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第3条の番号1から番号5の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>第2号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は令和4年2月25日の農業委員会総会にて2棟の貸家住宅として審</p>

議いただき、3月14日に許可となった場所になります。

その後、6月17日に許可の取消申出書の提出があり、県へ進達したところ24日付けで許可の取り消しとなりました。

取消申出書には2棟の貸家住宅を計画していたが、譲受人から自己用住宅建設の希望があったため計画を変更したいとのことでした。

受人 ○○県○○市○○町2丁目19番地6 ○○○ 渡人 大字○○△△△△番地 ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○ △△△△番△ 畑 1筆 28㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 72.04㎡ 2階建て 取得状況 平成28年7月27日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 大字○○△△△△番△△ (雑種地314㎡) と合わせて342㎡です。

12ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は○○県にある祖父の家に妻と子供で居住しているが、申請地北側の○○△△△△-△△に自己用住宅の建設を計画したとのことでした。

そして、申請地の農地と一体で利用することで車の利用などが便利になるため申請したとのことでした。

申請地は周りが宅地に囲まれ、土地も小さく不整形であり、耕作に不向きな土地であるとのことでした。

道路接続については、申請地北と南に4m道路があり、北側の道路にある水道と道路側溝へ排水を接続するとのことでした。

建物は新築2階建てで建築面積は72.04㎡の予定です。

11ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議 長

5条番号1を審議いたします。こちらの申請地につきましては私の担当地区ですので補足説明をします。

先日申請人の代理人から連絡があり現地確認をいたしました。もともと2棟建てる予定だったところ1棟になるとのことです。特に問題はないと思います。農地部分も三角地ですので管理していただけるので良いのではないかと思います。また、本日推進委員松久3番は欠席ですが特に問題はないという話は伺っております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。

	<p>他に農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>事務局長 農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。</p> <p>議長 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。</p> <p>会長代理 本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第7回の農業委員会総会を終了します。</p>
--	--

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月25日

議 長

署名委員

署名委員